

PCB特措法が改正されました

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)が改正され、平成28年8月1日より施行されました。

PCB廃棄物が早期かつ確実に適正処理されるよう、「高濃度PCB廃棄物の保管事業者による処分及び高濃度PCB使用製品の所有事業者による廃棄を、一定期間内に行うこと」を義務付ける等の措置が定められています。

その主な改正内容については下記のとおりです。

高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け

- ・高濃度PCB廃棄物について、種類ごとに**処分期間**が定められた。(下図参照)
- ・高濃度PCB廃棄物の保管事業者は、**処分期間内に処分しなければならない。**
- ・**特例処分期限日**までに処分又は委託することが確実である保管事業者は、**特例処分期限日までに、処分しなければならない。**(あくまで、原則は処分期間内の処理。特例が認められるには諸条件あり、行政への届出も必要)

高濃度PCB廃棄物の種類	H28.8.1	H30.3.31	H31.3.31	~	H33.3.31	H34.3.31
トランス・コンデンサ	処分期間 H28.8.1~ H30.3.31		特例処分期限日 H31.3.31			
安定器・汚染物	処分期間 H28.8.1~ H33.3.31					特例処分期限日 H34.3.31

JESCO北九州事業所エリアにおける処分期間・特例処分期限日

現在使用中の高濃度PCB使用製品への規制

- ・高濃度PCB使用製品^{※1,2}については、使用中であっても**処分期間内に廃棄し、高濃度PCB廃棄物として処分しなければならない。**
- ・処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、**高濃度PCB廃棄物とみなされ、PCB特措法及び廃棄物処理法が適用される。**^{※3}

※1 高濃度PCB使用製品とは…①PCB原液 ②PCB濃度が5,000mg/kgを超える油 ③5,000mg/kgを超える濃度のPCBが塗布、染み込み、付着、封入された製品(例:蛍光灯安定器や水銀灯安定器等)

※2 高濃度PCB使用電気工作物(下記6種類)については、電気事業法において同様の措置が規定される。

①変圧器 ②電力用コンデンサ ③計器用変成器 ④リアクトル ⑤放電コイル ⑥ブッシングと一体となって構成されるもの

※3 改善命令等の対象となります。この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

各種届出様式の変更・新設

法改正により、変更・新設された主な届出内容は下記のとおりです。

(他の届出についても様式変更等があります。詳細は下記問い合わせ先まで)

届出書の種類	主な(変更)内容
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	所有事業者による届出義務の追加
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書	処分終了後または廃棄終了後、20日以内に届出
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書	特例処分期限日の適用対象とする高濃度PCB廃棄物・使用製品の届出
特例処分期限に係る届出事項の変更届出書	上記内容に変更があった場合

PCBに関する問い合わせ先

倉敷市 産業廃棄物対策課 TEL:086-426-3385 FAX:086-421-0144

E-mail: iwst@city.kurashiki.okayama.jp HP: http://www.city.kurashiki.okayama.jp/sanpai/